ハ　当該申請に係る産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状及び処理方法
ニ　収集又は運搬を行う場合にあつては、当該収集又は運搬の用に供する施設の種類及び数量
ホ　処分を行う場合にあつては、当該処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力並びに処理方式（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地（第十条の四第一項第四号に規定する埋立地をいう。）の面積及び埋立容量。）、構造及び設備の概要
ヘ　積替え又は保管を行う場合にあつては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
(1)　所在地
(2)　面積
(3)　積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
(4)　積替え又は処分等のための保管上限
(5)　第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの
ト　当該申請に係る産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地
チ　法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可申請をしている場合にあつては、申請年月日）
リ　次に掲げる産業廃棄物等の一年間の数量又は熱量
(1)　当該申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類ごとの数量
(2)　当該申請に係る処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量
(3)　再生を行う場合にあつては再生品の種類ごとの数量
(4)　熱回収を行う場合にあつては当該熱回収により得ようとする熱量
ヌ　当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制
ル　当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあつては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容
ヲ　当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあつては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項
ワ　環境大臣が定める事項
二　定款又は寄附行為及び登記事項証明書（第八条の三十八の二第二号ハに規定する基準に適合したものであることを示すものを含む。）
三　第八条の三十八の二に規定する当該二以上の事業者のいずれか一の事業者以外の全ての事業者に係る株主名簿（これに準ずるものを含む。）
四　第二項第二号に掲げる者が第八条の三十八の三第五号から第八号までに適合することを示す次に掲げる書類
イ　当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うに足りる技術的能力を説明する書類
ロ　当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類